平成２２年（フ）第５９号
栃木県那須塩原市東原４番地915コータ・コートＢ102号、住民票上の住所神奈川県川崎市多摩区長尾７丁目９番８号
破産者　浅木　和幸
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
福島県西白河郡矢吹町新町268番地５
破産者　大竹　利正
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１７６０号
横浜市神奈川区神奈川１丁目２番地24　佐久間方、開始決定時の住所横浜市神奈川区二ツ谷町２番地１　勝田ビル
破産者　為谷とみ子（旧姓加賀見）
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６８号
神奈川県藤沢市亀井野860番地の９
破産者　福田　和哉
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１１５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目20番18―201号
破産者　渡邉伸二郎
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５３号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目５番地の６　カレッジハウス湘南206
破産者　井上昌姫こと　金　　昌姫
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３９７号
横浜市港南区日野南３丁目12番17号
破産者　大貫　俊一
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１号
石川県七尾市和倉町ひばり２丁目43番地、従前の住所石川県七尾市和倉町ひばり２丁目52番地
破産者　多中　禮一
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第５７号
三重県尾鷲市賀田町972番地302
破産者　伊東　昌夫
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１号
島根県益田市駅前町23番21号、前住所島根県益田市乙吉町イ102番地２
破産者　藤田　　充
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１７号
徳島県三好郡東みよし町昼間3210番地１
破産者　新田　泰士
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第３０号
徳島県三好市池田町シマ941番地１、住民票上の住所徳島県三好市池田町マチ2175番地１
破産者　清水　　宏
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第５０号
熊本県玉名市玉名2123番地２
破産者　森川　勝一
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３２１号
宮崎市中村東３丁目１番25号　高城第２ビル203号
破産者　今井　和子
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２２号
宮崎市中村東３丁目１番25号　高城第２ビル203号
破産者　今井　沙織
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８５号
宮崎市大字田吉6241番地１　ハイツひまわり202号
破産者　湯浅　幹夫
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１号
宮崎県日南市吾田東11丁目７番25号
破産者　坂田　達哉
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
鹿児島県鹿児島市郡元町６番16号　パルフューム永秀208号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市新屋敷町29番15号　新屋敷Ｎビル306号
破産者　倉　　秀夫
1　決定年月日　平成24年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係